

事務連絡  
平成28年10月27日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

中小企業向け個人情報保護法全国説明会の開催等の送付について

昨年9月に成立した個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の全面施行（来年春頃の予定）後は、現在、個人情報取扱事業者から除外されている「5,000人分以下個人データ取扱い」に係る中小規模の事業者についても等しく個人情報取扱事業者として個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の適用対象となります。そのため、新たに個人情報保護法の適用を受けることとなる中小規模事業者に対する個人情報保護法の周知啓発が強く求められているところです。

そこで、今般、個人情報保護委員会では、全国47都道府県において各1回以上、主に中小規模の事業者の方々を対象に、個人情報保護法の基礎から今次改正の内容までを紹介する説明会を開催する旨のご連絡をいただきました。

つきましては、先日、個人情報保護委員会より報道各社向けに提供された説明文書を別添の通り送付いたしますので、ご確認のうえ、貴管下の医療機関等、特に今次改正により新たに個人情報取扱事業者となる皆様に周知、参加推奨いただけますようお願いいたします。

以上

(問い合わせ先)

厚生労働省医政局総務課 吉田、家田

TEL : 03 - 5253 - 1111

FAX : 03 - 3501 - 2048